

二 事業主側

名称 昭和製作所分工場
経営者 作田常助
資本 約 卅 万円
事業 諸機械製作
企業系統 昭和製作所系(分工場ト称スルモ實質上下請負ヲ爲ス)
任用労働者 男 四十二名 女 十二名 計 五十四名

三 労働者側

争議参加者 十六名
労働組合関係 十名

四 発生ノ時 昭和五年四月十日

五 発生ノ原因

本工場主ハ客月未職工二名ヲ作業ノ都合上不用ト爲リタリト

ノ理由ノモトニ解雇手當七日分ヲ支給シタルノミニテ解雇
タルニ一部職工ハ不安ヲ感シ嘆願書ヲ提出スルニ至リシモノ
ナリ

六 要求事項並交渉状況

職吉市正外三名ハ職工代表トシテ本月十日職長安藤兼次郎ニ
対シ別記ノ嘆願書ヲ提出シ次ヲ翌十一日社員本団廣ニ対シ
別記ノ如キ嘆願書ヲ提出何レモ工場主ハ取次方ヲ依頼セリ
次ヲ十三日職工側代理増田一ニハ工場主ニ全見嘆願事項ニ付
説明シタルニ工場主ハ「待遇方法ニツイテハ講求中ニシテ近
シ具体案出来ノ運ビニナリ居レルニ付嘆願書ヲ撤回セシメ度
シ」ト申出テ増田ハ「協議ノ上挨拶スヘシ」トテ再回シ約シ
テ引取りタリ

七 労働者側

A. 職工中十名ハ十日ヨリ罷業ニ居レリ